

当院は保険医療機関の指定を受けています。
厚生労働大臣が定める次のような施設基準を届出しています。

- 1. 精神科救急急性期医療入院料1の施設基準(南1・2病棟 定床 56床)**
看護職員夜間配置加算(精神科救急急性期医療入院料の注5)・精神科救急医療体制加算3
当病棟では、10対1の精神科救急急性期医療入院料1を算定しています。
1日に17人以上の看護師が勤務しています。
夜勤看護職員は入院患者の数が16又はその端数を増すごとに1以上です。
- 2. 精神科急性期医師配置加算 1 の施設基準(南1・2病棟)**
当病棟では、常勤の精神保健指定医2名以上配置しています。
- 3. 児童・思春期精神科入院医療管理料の施設基準(南3病棟 定床 31床)**
精神科養育支援体制加算
当病棟では、10対1の児童・思春期精神科入院医療管理料を算定しています。
児童及び思春期(20歳未満)の患者さんに対して、家庭及び学校関係者等との連携を含めた体制の下に、医師、看護師、精神保健福祉士及び公認心理師による集団的かつ多面的な治療を計画的に提供しています。
1日に10人以上の看護師が勤務しています。
- 4. 療養環境加算の施設基準(南3病棟31床)**
当病棟では、療養環境の提供に係る病室を有しています。
- 5. 精神病棟入院基本料の施設基準(北2病棟、北3病棟 定床 111床)**
当病棟では、15対1の精神病棟入院基本料を算定しています。1日に23人以上の看護職員が勤務しています。
- 6. 看護配置加算の施設基準・看護補助加算 2 の施設基準(北2病棟、北3病棟 定床 111床)**
当病棟では、看護職員(看護師及び准看護師、うち看護師が70%以上)が勤務しています。
当病棟の看護補助者は、入院患者数の数が50又はその端数を増すごと1以上です。
◎ 各病棟時間帯ごとの配置は次のとおりです。
 - ・ 8時30分～17時30分・・・看護職員1人当たりの受け持ち患者数は(南1・2病棟)6人以内、(南3病棟)6人以内、(北2病棟、北3病棟)8人以内です。
 - ・ 17時00分～翌9時00分・・・看護職員1人当たりの受け持ち患者数は(南1・2病棟)19人以内、(南3病棟)16人以内、(北2病棟、北3病棟)28人以内です。
- 7. 精神科応急入院施設管理加算の施設基準(南1・2病棟 3床)**
当院は熊本市長が指定する応急入院指定病院です。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により必要な専用の病室を確保しています。
- 8. 医療安全対策加算 2 の施設基準**
医療安全対策に係る研修を受けた専任の医療安全管理者が配置され、院内に医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制が整備されています。また、院内に患者相談窓口を設置しています。
- 9. 摂食障害入院医療管理加算の施設基準**
摂食障害の患者さんに対して、医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師、管理栄養士等による集中的かつ多面的な治療を計画的に行っています。
- 10. 依存症入院医療管理加算の施設基準**
アルコール依存症又は薬物依存症の入院患者さんに対して、医師、看護師、精神保健福祉士、公認心理師等による集中的かつ多面的な専門的治療を家族等と協議の上、計画的に行います。
- 11. 精神科救急搬送患者地域連携紹介加算の施設基準**
緊急入院した患者さんについて後方病床の役割を担う医療機関で対応可能な場合速やかに転院を行います。
- 12. 診療録管理体制加算3の施設基準**
専任の診療記録管理者を配置し診療録管理体制を整えています。
- 13. 薬剤管理指導料の施設基準**
常勤の薬剤師が2名以上配置され薬剤管理指導に必要な体制がとられています。
- 14. 精神科入退院支援加算の施設基準**
入退院支援等を行う部門に看護師及び精神保健福祉士を配置し、十分な体制を整えています。
- 15. 通院・在宅精神療法の療養生活継続支援加算の施設基準**
専任の精神保健福祉士が1名以上配置され、療養生活支援加算に必要な体制がとられています。

- 16. 通院・在宅精神療法の早期診療体制充実加算の施設基準**
常勤の精神保健指定医が1名以上配置され、早期診療体制充実加算に必要な体制がとられています。
- 17. 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)・入院ベースアップ評価料の施設基準**
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)・入院ベースアップ評価料の施設基準に必要な要件を満たしています。
- 18. 精神科作業療法の施設基準**
精神障がい者の社会生活機能回復を目的として行うものであり、精神科医師の指示により、1人の作業療法士が当該作業療法を実施し、概ね25人を1単位とし、1人の作業療法士の取扱い患者数は1日2単位50名以内を標準とします。実施時間は患者さん1人当たり1日2時間を標準とします。
- 19. 医療保護入院等診療料の施設基準**
措置入院、緊急措置入院、医療保護入院、応急入院の患者さんに対して精神保健指定医が治療計画を策定し、治療計画に基づき治療管理を行います。
- 20. 精神科ショート・ケア(大規模)の施設基準**
精神障がい者の社会生活機能回復を目的として行うものであり、患者さんの数は1日50人を限度としています。
- 21. 精神科デイ・ケア(大規模)の施設基準**
精神障がい者の社会生活機能回復を目的として行うものであり、患者さんの数は1日50人を限度としています。
- 22. 精神科デイ・ナイト・ケアの施設基準**
精神障がい者の社会生活機能回復を目的として行うものであり、患者さんの数は1日50人を限度としています。
- 23. 精神病特定薬剤治療指導管理料(治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る)の施設基準**
治療抵抗性統合失調症治療薬(クロザピン)を使用している患者さんに対して計画的な医学管理を継続し、クロザピンの効果、副作用等について説明し必要な指導を行っています。
- 24. こころの連携指導料(Ⅱ)の施設基準**
孤独・孤立の状況を踏まえ、他院からの紹介された患者等に対する診療を行うにつき必要な体制が整備されています。精神保健福祉士が1名以上配置されています。
- 25. ハイリスク妊産婦連携指導料2の施設基準**
産科・産婦人科と連携し妊産婦を診療及び療養上必要な指導を行っています。
- 26. 精神科退院時共同指導料 1 及び2 の施設基準**
1については他の医療機関入院中の患者さんに対し当院、双方の多職種チームで退院後の療養上必要な説明及び指導を共同で行う。2については当院入院中の重点的支援を要する患者さんに対して当院の多職種チーム退院後の外来、又は在宅療養を担う医療機関の多職種チームと療養上必要な説明及び指導を行う。1,2いずれも支援計画を作成し文書による情報提供を行う。専任の精神保健福祉士が1名以上配置されている
- 27. 入院時食事療養(Ⅰ)、入院時生活療養(Ⅰ)の施設基準**
食事は療養の一環です。入院患者さんの食事は管理栄養士の指導により、それぞれの病状に応じて必要とされる栄養量が与えられ、食事の質の向上と患者さんへのサービスの改善を目指しています。食事の提供にあたっては、調理方法、味付け、盛り付け、配膳等について患者さんの嗜好を配慮した食事にしてあり、食器等の消毒など衛生面も充分配慮されています。又、適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。
- 28. その他**
当院は次の項目についての実費のご負担をお願いしております。
 - 1)文書料 1,100円～11,000円(文書の種類によって料金は異なります)
 - 2)カウンセリング料 25分:3,000円 50分:4,500円
 - 3)共益金(預かり金・日用品の保管管理の代行業務に係る経費等)入院患者さん月々3,000円(日割1日100円)
 - 4)個室料(1日につき)

500円:	南1病棟 107・108号室	南2病棟 203～208号室
800円:	南1病棟 115～119号室	南2病棟 215・220号室
1,000円:	南1病棟 120～125号室	南2病棟 221～226号室
1,600円:	南1病棟 126・128～130号室	2,000円: 南2病棟 227・228号室
3,500円:	南1病棟 127号室	3,000円: 南2病棟 230号室
		5,000円: 南2病棟 229号室
 - 5)病院備品を破損された場合は実費のご負担をお願いしております。

(2025年4月現在)